

Title	EUにおける欧州司法裁判所の役割
Author	Edward, David, Sir 山内, 洋嗣(Yamauchi, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.6 (2006. 8) ,p.321- 332
Abstract	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060815-0321">http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20060815-0321</a>

# EUにおける欧州司法裁判所の役割<sup>1)2)</sup>

(The Role of the Court of Justice)

サー・デイヴィッド・エドワード<sup>3)</sup>

(Sir David Edward)

山内洋嗣／訳

欧州連合 (the European Union : EU) を設立する条約<sup>4)</sup>は、四つの機関の設置を定めております。政治部門を担う三つの機関および欧州司法裁判所 (the Court of Justice) であります。政治部門における機関は、加盟国国民を代表する欧州議会 (the Parliament)、加盟国政府を代表する理事会 (the Council of Ministers)、および、立法の提案・条約の遵守確保など幅広い任務を有するコミッション

- 
- 1) 慶應義塾大学法科大学院・比較法連続講演会の一環として、2005年10月31日(月)午後3時-5時、慶應義塾大学三田キャンパス南館地下4階ディスタンス・ラーニングルームで行われた。
  - 2) 本稿の翻訳を行うにあたっては、慶應義塾大学大学院法務研究科庄司克宏教授 (ジャン・モネ・チェア) の指導を受けた。専門用語の訳語については、デイビッド・エドワード、ロバート・レイン著、庄司克宏訳『EU法の手引き』国際書院、1998年、庄司克宏著『EU法基礎編』岩波書店、2003年を参考にした。
  - 3) 1989年に設置された第一審裁判所 (欧州司法裁判所に付置) の判事に任命された後、1992年より2004年1月7日まで欧州司法裁判所判事を務めた。エディンバラ大学名誉教授でもある。
  - 4) EUは、アムステルダム条約およびニース条約によって改正されたマーストリヒト条約 (Treaty on European Union : 欧州連合 (EU) 条約) によって設立されている。欧州共同体 (the European Community : EC) はEUの中核を成す。欧州共同体を設立する条約 (Treaty establishing the European Community : EC条約) は、単一欧州議定書、マーストリヒト条約、アムステルダム条約およびニース条約による各改正を経て今日に至っている (庄司克宏前掲、2頁)。ローマ条約と呼ばれることもあるが、本稿では「EC条約」と表記する。

（the Commission）であります。

EUの運営においては、諸機関だけでなく各加盟国も重要な行為主体であります。加盟国は国際条約によって「共同体」を形成しており、条約の修正には常に加盟国の全会一致の同意が必要とされます。さらに、加盟国は自国においてEUの法令や政策を実施する責任を負います。

欧州司法裁判所（以下、司法裁判所）の役割は、EC条約第220条に定義されているように「本条約の解釈及び適用について法が遵守されるのを確保する」<sup>5)</sup> ことにあります。この条文自体はやや単純な文言ながら、三つの重要な考えが含まれています。

第一に、EUは「法の支配」（the rule of law）に基づいた組織であるということです。EUは、公平に司られる周知のルールに従って運営されなければならない組織であるということです。

それゆえ、加盟国や政治部門の諸機関といった主要な行為主体はすべて、法に服するのです。いずれも自らのやりたいように行動することはできません。つまり、承認された法規範に従って活動しなければならないのであり、恣意的な行動をとることは許されません。

第二に、加盟国や諸機関が尊重しなければならない法規範はEC条約自体によって創り出されたルールだけではないということです。確かに、EC条約には加盟国や諸機関が従わなければならない多数の法規範を定めております。しかし、EC条約はより広範な法的枠組みの中で存在しているのです。

この広範な法的枠組みには国際公法上の一般的なルールが含まれる一方、欧州諸国の法的および憲法的な伝統も含まれます。「法」（the law）とは、われわれが共有するものであるとともに、文化や伝統の一部として重視されるものでもあるのです。

第三に、「法」は立法者や行政官だけでなく、裁判官をも拘束するということであります。すなわち、裁判官は、承認されたルールに従ってEC条約を解釈

---

5) 庄司克宏前掲、69頁。

し、適用しなければなりません。

このことは、条約が一般的な文言で司法裁判所が法の遵守を「確保」(ensure)しなければならぬと述べているにもかかわらず、同裁判所が何をどのように行うことができるのかに関してある程度詳細に規定しているという事実を表れています。

とはいえ、司法裁判所が一般的な管轄権を有する「最高裁判所」であるというわけではありません。仮に裁判官が不正を正す必要があると考えたとしても自分で勝手に救済措置を創り出す権限を持ち合わせておりません。司法裁判所は「特定の (attributed)」管轄権を有する裁判所であって、それゆえ管轄権は限られているのです。

司法裁判所の管轄権の範囲は、可能な訴訟類型を規定するEC条約上のルールによって定められております。大別すれば、司法裁判所における訴訟類型は、直接訴訟および先決裁定手続という二種類に分けられます。

直接訴訟において、司法裁判所は二またはそれ以上の当事者間の紛争に判決を下すという通常の裁判所の役割を果たします。

司法裁判所に提訴される直接訴訟のタイプには次のようなものがあります。

まず、加盟国が他の加盟国をEC条約に違反している、あるいはEC条約上の義務を履行していないという理由で訴える場合です<sup>6)</sup>。このような訴訟は非常にまれであります。

もっと頻繁に見られるのは、加盟国が諸機関をEC条約によって与えられた権限を逸脱しているという理由で訴える場合です<sup>7)</sup>。

以上の訴訟において、司法裁判所はEUの憲法裁判所としての役割を果たし、EC条約によって付与された権限の性質および範囲を画定しているのです。

同様に、諸機関の一つが他の機関をEC条約上のルールに従って行動していな

---

6) EC条約第227条に規定され、「義務不履行訴訟」と呼ばれる (庄司克宏前掲、94頁)。

7) EC条約第230条に規定され、「取消訴訟」と呼ばれる (庄司克宏前掲、81頁)。

いという理由で訴えることができる場合があります<sup>8)</sup>。この場合も、司法裁判所は憲法裁判所としての役割を果たすことになります。

コミッションもまた、加盟国を相手取り、EC条約上の義務を履行していないことを理由として司法裁判所に訴えることができます<sup>9)</sup>。これは大変重要な訴訟類型であり、通常以下のようにして提起されます。

理事会および欧州議会が制定する立法の多くは「指令」(directives) という形式のものです。指令はその内容を実施すべく加盟国に作為を求めます。ただし、達成すべき結果を定めるものの、どのように達成するかを決めることに関しては加盟国に委ねています。

法というものはすべての者にとって同じでなくてはなりません。そのため、すべての加盟国が、第一に指示された結果を達成するために必要な措置を講じることを確保するとともに、第二にその際国籍にかかわらずすべての関係者を平等に扱うことが確保されるようにすることが、非常に重要となります。

コミッションの任務の一つとして、加盟国の国内法が指令に定められた結果を達成するようにするため、その調査を行うことがあります。もしコミッションが不十分と認めた場合は、加盟国を訴え、司法裁判所の判断を仰ぐことになります。

このような場合、司法裁判所は本質的に行政裁判所 (an administrative court) としての役割を果たします。ただし、憲法的な難しい問題が提起されることも時にあります。

さらに、加盟国が司法裁判所の判決に従わなかった場合は、コミッションは制裁金(罰金)を科すことを提案できます。司法裁判所は、その制裁金が科されるべきかどうか、金額が適当かどうかの判断をすることになります。

最後に、司法裁判所は自然人および法人とEU諸機関との間の紛争において

---

8) EC条約第232条に規定され、「不作為訴訟」と呼ばれる(庄司克宏前掲、88頁)。

9) EC条約第226条に規定され、「義務不履行訴訟」と呼ばれる(庄司克宏前掲、94、95頁)。

も行政裁判所の役割を果たします<sup>10)</sup>。最もよく見られる種類の紛争が生じるのは、コミッションがEUの競争（反トラスト）当局として行動している事件の場合です。

コミッションは競争法違反の嫌疑について調査する権限に加え、違反が立証された場合には関係企業に罰金を科す権限も持っています。罰金額は数百万ユーロに上ることもあります。関係企業は、コミッションの決定を司法裁判所で争うことができます。

同様に、何人も諸機関の行為によって権利を侵害されたときは、司法裁判所に訴訟を提起することができます。そのため、EU諸機関の一つによって雇われている者が、違法または差別的な扱いを受けたと感じたときは、司法裁判所にその機関を訴えることができるのです。

同様に、自然人および法人は、（例えば農業分野において）諸機関による規制が違法であるとして司法裁判所に訴えることができます。

しかしながら、EC条約はこのような訴訟について厳格な要件を定めています。第一に、原告は対象行為に対して「直接かつ個別的に」（directly and individually）影響を受けていなければなりません。第二に、訴えは二ヶ月以内に提起されなければなりません。第三に、原告はその行為が違法だとする主張の根拠を明らかにしなければなりません。

EC条約は、諸機関の行為（an act）について四つの取消事由がありうるとしています<sup>11)</sup>。

第一に、「権限の欠如」です。すなわち、当該機関が当該行為を行う権限を実は持っていなかった場合です。

第二に、「重大な手続き上の要件の違反」です。すなわち、当該機関が当該行為を行う権限を有していたとしても、適正な手続きを経なかった場合です。

第三に、「EC条約またはその適用に関する法規の違反」です。すなわち、権

---

10) EC条約第230条に規定され、「取消訴訟」と呼ばれる（庄司克宏前掲、81頁）。

11) EC条約第230条2段。

限を有する機関が適正な手続に従って行為を行ったものの、他の関連法規に従わなかった場合です。前述のとおり、関連法規は、EC条約だけでなく、国際公法および欧州共通の法的伝統に由来する法規範の一般的な枠組みに見出すことができます。

第四に、「権限の濫用」です。すなわち、EC条約によって与えられた権限が、同条約の意図とは異なった目的または仕方でも使われた場合です。

自然人および法人による直接訴訟を制限するこれらの厳格な規定は批判されてきました。それは、利益集団やロビー団体による訴訟を排除する効果を持ちます。しかしながら、もしそのような直接訴訟が許容されるならば、司法裁判所の訴訟負担をかなり増やしてしまうということも認識する必要があります。

司法裁判所の訴訟負担に対処するために、司法裁判所の全体的組織の中に新たな裁判所を設置することが必要となりました。そのため、現在では、第一審裁判所 (the Court of First Instance) が設けられて、加盟国や諸機関によって提起されるもの以外のすべての直接訴訟を取り扱っています。第一審裁判所の判決に対しては、司法裁判所に控訴することが可能です。

さらに、EU諸機関とそこで働く職員との間の紛争を処理するために、新たにEU職員裁判所 (the European Union Civil Service Tribunal) が創設されました<sup>12)</sup>。

司法裁判所の管轄権は、前述のように限定的です。直接訴訟の対象とならない場合に、EU法上の他の諸問題すべては、どのような司法的解決が可能なのでしょうか。

いまや、EU法は生活上の多数の様々な領域に入り込んでいます。例えば、加盟国間の貿易および国際貿易、労働者、専門的職業従事者および企業の自由移動、資本の自由移動、雇用における性差別、環境問題および消費者問題、税制、ならびに、今ではマネーロンダリングおよびテロ対策もEU法の対象となってい

---

12) 講演時点では名称が明らかではなかったが、その後決定された ([http://curia.eu.int/en/instit/presentationfr/index\\_cje.htm](http://curia.eu.int/en/instit/presentationfr/index_cje.htm)参照)。

ます。

連邦国家の中には、アメリカ合衆国のように、二つのそれぞれ独立した階層的な裁判所組織を持つ場合があります。すなわち、連邦法の問題を裁判する連邦裁判所と州法の問題を裁判する州裁判所です。それぞれの階層はその頂点において結合しています。なぜなら、合衆国憲法の解釈に関わる問題のような「連邦問題」(a “federal question”)が提起される場合、州の最高裁判所の判決に対して連邦最高裁判所へ上訴することができるからです。

欧州の条約制定者たちは、アメリカと同様の制度を採用しませんでした。司法裁判所、第一審裁判所または新たに設置されたEU職員裁判所における直接訴訟の対象となりうる問題を除き、他のすべてのEU法上の問題は加盟国の裁判所で扱われるものとされています。

加盟国の裁判所は「EU法に関する一般的管轄権を有する裁判所」(the courts of general jurisdiction for European law)とされているのです。

さらに、国内裁判所の判決に対して司法裁判所に上訴する権利は存在しません。EU法の問題に関する国内裁判所の判決は最終的 (final) なのです。

それでは、EUの制度は、どのようにしてEU加盟国全域でEU法が統一的に適用されるのを確保しているのでしょうか。

条約制定者は、ドイツおよびイタリアに存在する制度をモデルにした解決策を導入しました。両国は成文憲法とその解釈に責任を負う憲法裁判所を有しています。ドイツまたはイタリアの裁判官は、憲法問題に直面する場合、憲法裁判所に判断を仰ぐことができます。次いで、その裁判官は、こうして得られた憲法裁判所の判断を当該事件に適用するのです。

条約制定者は、加盟国の国内裁判所と司法裁判所の関係を規律するための同様の制度を採用しました。これが「先決裁定手続」(preliminary references)と呼ばれるものです<sup>13)</sup>。

EU法の問題に直面した加盟国裁判官は、その問題を司法裁判所に付託する

---

13) EC条約第234条。

ことができます。司法裁判所の先決裁定は、国内裁判所が当該事件で判決を下すより前に示されなければならず、また、国内裁判所を拘束します。

さらに、国内裁判所が最終審である場合には、司法裁判所への付託が義務付けられています。

このようにして、国内裁判所から司法裁判所へ上訴できる制度はないにもかかわらず、EU加盟国全域でEU法が統一的に適用されるのを確保する仕組みが存在しております。

司法裁判所が国内裁判所からの質問に対する回答として示す先決裁定は通常、抽象的な形で与えられ、当該事件に則した個別具体的なものではありません。その結果、同じ法律問題に直面するいずれの国内裁判所も、司法裁判所の先決裁定を適用することができるのです。

このことは、EUの法制度が大部分、判例法制度（a case-law system）であることを意味しています。確かに、EC条約とそれに基づく立法は一種の法典（a sort of code）です。しかし、その「法典」は完全なものではありません。そのため、国内裁判所が従うことのできる「先例」（precedents）を提供し、また、そうする際にEU法を体系的なものとするのが、司法裁判所に委ねられています。

以上のような意味において、EUの法制度は英米におけるコモンロー（common law）の伝統とフランスをはじめとする欧州大陸諸国における成文法の伝統が組み合わされたものと言えます。

これは、私にとって解釈の方法に関わる問題を提起します。司法裁判所はどのように法の解釈を行うのでしょうか。

法の解釈には二つの方法があると言われてしています。第一の解釈方法は、しばしば「厳格な解釈」（strict interpretation）と呼ばれるものであって、裁判所は解釈されるべき文言だけを見ます。この場合、立法者の意図は使用されている文言の中に見出すことができると推定されています。この解釈方法は、英米のコモンロー制度の特徴であると言われてしています。

第二の解釈方法は、しばしば「目的論的解釈」（purposive interpretation）と呼ばれ、裁判所は使用されている文言を超えて、その裏にある意図や目的を発

見しようとしています。これは「大陸法」(civil law)制度の特徴であると言われて  
います。

個人的に私は、二つのまったく異なった解釈法が存在し、裁判所はそのどちら  
か一方を採用しなければならないというのは誤解を招く考え方であると考えて  
います。

そもそも、「解釈」というものは、文言の意味および効果が明確でないとき  
に初めて必要とされるものです。文言の意味および効果が明確な場合、裁判官  
はそれらを適用しさえすればすみます。文言の意味および効果が明確でない場  
合、裁判官はどのようにその解釈に取り掛かるかを決定しなければなりません。  
事件ごとに妥当な解釈方法は変わるかもしれません。

「厳格な解釈」のルールが適切なのは、例えば、国民に課税を行う立法を解  
釈するような場合です。国民には、立法者により使用されている文言を見て自  
分が課税されるか否かを判断する権利があるからです。

これに対して、裁判所が商事契約を解釈しているような場合は、契約当事者  
の意図を考慮に入れることが適切です。当事者たちは何を成そうと意図したの  
か。実際、当該契約に当事者の意図の表明が含まれている場合(そのような場合  
がよくあります)、裁判所がこれを無視することは理に反します。

EU/EC条約は国際的な契約です。そこには条約目的の表明が含まれています。  
条約法に関するウィーン条約法条約第31条に述べられているように、国際公法  
上の通常のルールは、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして  
与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」<sup>14)</sup>というこ  
とです。

司法裁判所はEU/EC条約の文言を解釈する際にこの解釈方法を採用します。

立法にはなぜそれが必要か、また、その目的は何かについての表明が含まれ  
ていなければならないというのは、EU法のルールでもあります。そのため、司  
法裁判所は、そのような表明を解釈の指針として用います。

---

14) 山手治之・香西茂・松井芳郎編『ベーシック条約集』(第6版)東信堂、2005年参照。

欧州に特有の厄介な問題は、言語の問題です。EUにはいまや20の公用語が存在します。ある言語においては法文の意味が明白であるように思われるかもしれませんが、他の言語ではそうではないということがあるのです。そのため、EU法の解釈に際しては、使用されている文言だけでなく、目的も考慮することが重要になってきます。

ここで、司法裁判所がこのような解釈方法をとった事例を二つ挙げたいと思います。

第一の事例では、司法裁判所は、私人が国家を相手取ってEC条約規定を私人が国家を相手取って援用することができるかどうか答えるよう求められました<sup>15)</sup>。その規定には、他の加盟国からの輸入品に課される関税を引き上げてはならないと書かれていました。そこで、ある化学品製造会社が、特定の化学製品に課される関税の引き上げに対し、EC条約の文言に依拠して不服を申し立てました。これに対して、加盟国側は、EC条約は国家間の契約にすぎず、個人や企業に直接権利を付与しているわけではないと反論しました。

この問題に回答するため、司法裁判所はまず条約の文言を調べました。それは、はっきりと曖昧なところなく、関税の引き上げを禁じていました。しかし、個人や企業が、EC条約に違反した高い関税の支払いを免れるために同条約に依拠する権利を持つかどうかについては明示していませんでした。

そこで、司法裁判所はEC条約の構成および目的にも目を向けました。その結果、同条約は国家間の契約というだけでなく、締約国の国民に対して直接権利と利益を付与するよう意図された契約でもあると結論付けたのです。EC条約はまた、前述の通り、法的問題が加盟国裁判所で提起される旨規定していました。加盟国裁判所は、必要ならば、法の解釈を求めて司法裁判所に先決裁定手続を使用することができます。

司法裁判所はそれゆえ、条約制定者の意図は、EC条約の規定が明確かつ一義

---

15) Case26/62 *NV Algemene Transport- en Expeditie Onderneming van Gend & Loos v. Netherlands Inland Revenue Administration* [1963] ECR 1 (庄司克宏前掲、130頁参照)。

的である場合、「直接効果」(direct effect)を有し、その結果として私人が援用することができ、国内裁判所が直接に適用することができるということにあると結論付けたのです。

その翌年、第二の事例として司法裁判所は、加盟国がEC条約のルールに反する立法を導入することができるか否かという問題を付託されました<sup>16)</sup>。司法裁判所の答えは「ノー」でした。司法裁判所は、契約当事者は契約上の義務に反するような行為を行うことはできないという原則に再び依拠して、そのような判断を下しました。そのため、他の加盟国および国民に対してEC条約上の義務を引き受けた加盟国は、その条約義務に反する立法を一方的に導入することはできないのです。

このEU法上のルールは、「優越性」(primacy)の原則として知られています。この原則は、理論的な議論を大いに喚起しましたが、私は個人的には理解がたいこととは思われません。裁判官は同時に二つの相反する法規を適用することができません。それゆえ、どちらのルールを適用すべきか決定するためのルールが存在しなければなりません。

以上の二つの事件は今から40年も前に判決されたものです。その30年後には、加盟国がEU法を国内で施行しなかったため、国民が享受したはずの権利を奪われた場合にどうすべきか決定することが必要となりました。司法裁判所は、そのような状況において加盟国は損害を被った国民に対して賠償しなければならないと判示しました<sup>17)</sup>。

このように、司法裁判所は、加盟国が条約上引き受けた義務に従うのを確保するため、「法典に補充を行った」(“completed the code”)のです。

司法裁判所は1952年の設立以降、何千件もの事件に判決を下してきました。それは、関税に関するごく単純な事件から、多大な憲法的重要性を伴う非常に

---

16) Case 6/64 *Flaminio Costa v. E.N.E.L.* [1964] ECR 585 (庄司克宏前掲、123頁参照)。

17) Cases C-6/90 and C-9/90 *Andrea Francovich and Danila Bonifaci and others v. Italian Republic* [1991] ECR I-5357 (庄司克宏前掲、145、146、156-158頁参照)。

複雑な事案まで多岐にわたります。

このような事件に判決を下すに当たって、司法裁判所は、経済的、政治的および社会的優先順位の変化を考慮に入れなければなりません。

1950年代に、最初の条約<sup>18)</sup>が起草されたときは、誰も消費者保護や環境保護のことなど耳にしたことがありませんでした。当初の条約は加盟国間における物の自由移動を規定し、それを阻害する国内法を禁止するものでした。

しかしその後、加盟国は消費者保護や環境保護などのための国内法を導入し始めました。これらの分野は、当初の条約の起草時には聞き慣れないものでしたが、その後政治的に重要な問題となりました。このような法は、物の自由移動を妨げる効果をもたらしています。その結果、物の自由移動に関する条約規定、消費者保護、環境保護のいずれが優先されるべきかという問題が生じたのです。

司法裁判所は、この対立を解決する根拠となる法原則を生み出さなくてはならなくなりました。これは「比例性」(proportionality)原則として知られるもので、三つの問いかけを含んでいます。

第一の問いかけは、当該国内法が正当な公共の利益に資するものかどうかというものです。第二の問いかけは、物の自由移動に対する制限がその目的を達成するために客観的に必要であるといえるかどうかというものです。第三に、物の自由移動に対する制限が目的達成のために必要な程度を超えていないかどうかが問われなければなりません。

このようにして、加盟国の立法の自由とEC条約ルールとの間でバランスをとることが可能となるのです。

---

18) 1951年に署名され1952年に発効した欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）条約、1957年に署名され1958年に発効した欧州経済共同体（EEC）条約および原子力共同体（Euratom）条約（庄司克宏前掲、11、12頁参照）。